

2020年9月2日

各位

オリックス生命保険株式会社

## 米ドル建終身保険 Candle Wide [キャンドル・ワイド]を発売 ～「人生100年時代」のリスクも幅広くカバーする、一生涯保障の米ドル建終身保険～



オリックス生命保険株式会社（本社：東京都港区、社長：片岡 一則）は、2020年10月2日より「米ドル建終身保険 Candle Wide [キャンドル・ワイド]」（以下、本商品）の販売を開始しますので、お知らせします。

本商品は、死亡や高度障害状態に対する一生涯の保障に加え、特定疾病（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）や身体障害、介護といった、生きている間に起こりうるさまざまなリスクにも幅広く備えることができる終身保険です。

また、日本円と比べ相対的に金利水準の高い米ドルで運用し、さらに保険料払込期間中の解約払戻金を抑えることにより、割安な保険料による保障のご提供と、保険料払込期間経過後の高い貯蓄性を実現しています。

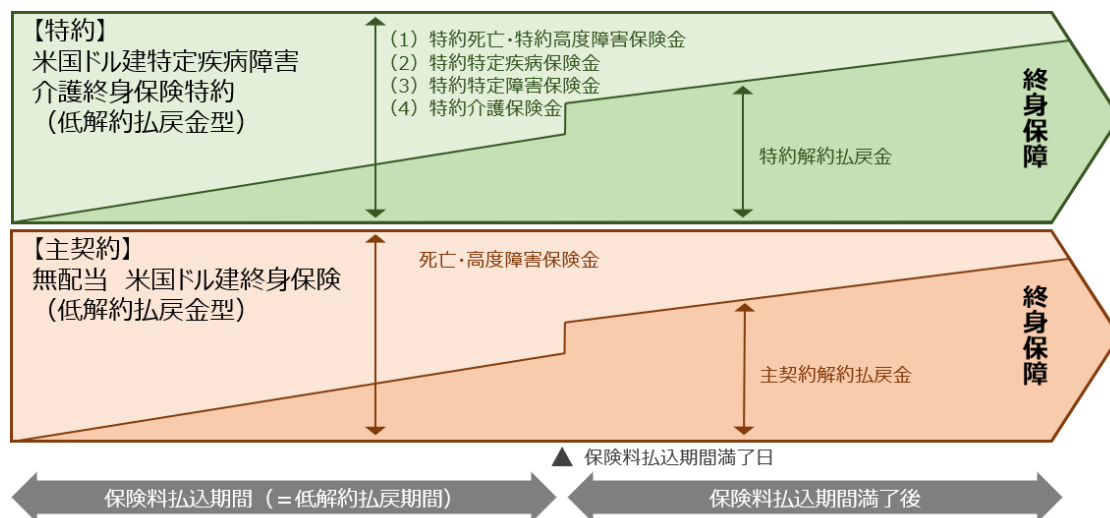
当社は、2019年4月に、当社初の外貨建保険「米ドル建終身保険 Candle [キャンドル]」を発売し、おかげさまで多くのお客さまからご好評をいただいています。今回、外貨建商品の第2弾として、「人生100年時代」を生きるためのリスクを幅広くカバーする本商品の発売により、多様化するお客さまのライフスタイルやニーズにさらにお応えできる商品ラインアップとなりました。

当社は、今後も時代のニーズに合った商品をご提供し、多くのお客さまに選ばれる保険会社であり続けることを目指してまいります。

以上

<本件に関するお問い合わせ先>  
経営企画部広報チーム 高原・林 TEL：03-6685-7996

## 【商品の仕組み】



※特約の付加は任意です

※特約は、(1)～(4)のいずれかの保険金をお支払いした際に、消滅します

## 【米ドル建終身保険 Candle Wide [キャンドル・ワイド] の主な特徴】

- 死亡や高度障害に備える終身保険です。
- 日本円と比べて相対的に金利水準の高い米ドルで運用します。
- 保険料払込期間中の解約払戻金を抑制することにより、割安な保険料による保障のご提供と保険料払込期間経過後の高い貯蓄性を実現しています。
- 特定疾病（がん（悪性新生物）・急性心筋梗塞・脳卒中）や特定障害状態、所定の要介護状態に該当した場合、特約保険金が受け取れることに加え、以後の保険料の払い込みは不要となります。  
※特定疾病障害介護終身保険特約を付加、特定疾病障害介護保険料払込免除特則を適用した場合
- 保険料は「円」で払い込みいただき、保険金・解約払戻金などの受け取りは「円」または「米ドル」のどちらかを選択可能です。

## 【主な支払事由等】

	保険金等	支払事由等
主契約	死亡保険金	死亡したとき
	高度障害保険金	高度障害状態に該当したとき
特定疾病障害介護終身保険特約	特約死亡保険金	死亡したとき
	特約高度障害保険金	高度障害状態に該当したとき
	特約特定疾病保険金	被保険者が、以下のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性新生物（診断確定）</li> <li>・急性心筋梗塞（60日以上の労働制限または手術）</li> <li>・脳卒中（60日以上の後遺症または手術）</li> </ul>
	特約特定障害保険金	被保険者が、身体障害状態（身体障害者福祉法にもとづく1～3級）に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき
	特約介護保険金	被保険者が、以下のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上）</li> <li>・介護状態（65歳未満の被保険者について、約款所定の状態が180日以上継続）</li> </ul>
特定疾病障害介護保険料払込免除特則	保険料払込免除	被保険者が、以下のいずれかに該当したとき <ul style="list-style-type: none"> <li>・悪性新生物（診断確定）</li> <li>・急性心筋梗塞（60日以上の労働制限または手術）</li> <li>・脳卒中（60日以上の後遺症または手術）</li> <li>・身体障害状態（身体障害者福祉法にもとづく1～3級）に該当し、身体障害者手帳を交付されたとき</li> <li>・介護状態（公的介護保険制度の要介護2以上）</li> <li>・介護状態（65歳未満の被保険者について、約款所定の状態が180日以上継続）</li> </ul>

## 【主な取り扱い】

契約年齢	15歳～64歳（保険料払込期間により異なります）
保険期間	終身
保険料払込期間	10年・15年・20年払済 50歳・55歳・60歳・65歳・70歳・75歳・80歳払済 終身払
低解約払戻期間	保険料払込期間と同一
最高保険金額	① 【米ドル】主契約・特約(*)の合計金額：500万米ドル (主契約 500万米ドル・特約 20万米ドルまで)

	② 【円】主契約・特約(*)の合計金額：5億円 (主契約 5億円・特約 2千万円まで) ※①②両方を満たす必要があります
最低保険金額	主契約のみの場合：3万米ドル 特約(*)を付加する場合：主契約・特約合算で3万米ドル ※主契約・特約は、それぞれ1万米ドル以上必要です

(\*) 特定疾病障害介護終身保険特約

## 【保険料例】

(ご契約例①)

主契約保険金額：5万米ドル、特約保険金額：5万米ドル、保険期間：終身、  
 保険料払込期間：60歳、低解約払戻期間：60歳、月払（口座振替扱）

性別	契約年齢	保険料
男性	30歳	189.85米ドル
	40歳	310.10米ドル
	50歳	674.20米ドル
女性	30歳	178.00米ドル
	40歳	288.05米ドル
	50歳	615.05米ドル

(ご契約例②)

主契約保険金額：5万米ドル、特約保険金額：5万米ドル、保険期間：終身、  
 保険料払込期間：10年、低解約払戻期間：10年、月払（口座振替扱）

性別	契約年齢	保険料
男性	30歳	499.05米ドル
	40歳	574.95米ドル
	50歳	674.20米ドル
女性	30歳	468.50米ドル
	40歳	537.25米ドル
	50歳	615.05米ドル

## 【注意事項】

### ■為替リスク

この保険は為替リスクがあります。

- この保険は米ドル建です。保険料・保険金・解約払戻金などを円に換算する場合、為替相場の変動による影響を受けます。
  - ・為替相場の変動により、「受け取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「円で払い込んだ保険料の合計額」を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
  - ・為替相場の変動により、「受け取る保険金や解約払戻金の円換算金額」が、「ご契約時における保険金や解約払戻金の円換算金額」を下回る場合があります、損失が生じるおそれがあります。
- ※為替相場の変動がなかった場合でも、為替手数料分が差し引かれるため、受取金額が払い込んだ保険料の合計額を下回る場合があります。
- この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されているため、保険料などを円で払い込みいただきます（米ドルでの払い込みはできません）。当社所定の為替レートの変動に応じて、保険料は毎回増減します。
- 「円支払特約」を付加し、保険金・解約払戻金などを円で受け取る場合は、当社所定の為替レートの変動による影響を受けます。
- この保険に関する為替リスクは保険契約者および受取人に帰属します。

### ■諸費用

この保険はお客さまに負担いただく諸費用があります。

この保険にかかる費用は以下の合計になります。

- 保険料から控除される諸費用  
払い込みいただいた保険料から保険契約の締結・維持、死亡保障などにかかる費用等が控除されます。これらの費用については、契約年齢・性別などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができません。
  - 保険料等を払い込むときの費用  
この保険には「円入金特約」があらかじめ付加されています。保険料等を円で払い込む際に適用される当社所定の為替レート（当社が指標として指定する銀行の TTM+0.01 円/1 米ドル）には、為替手数料が含まれます。
  - 保険金や解約払戻金等を「円」で受け取る場合の費用  
この保険は「円支払特約」を付加することで、保険金や解約払戻金等を円で受け取ることができます。その際に適用される当社所定の為替レート（当社が指標として指定する銀行の TTM-0.01 円/1 米ドル）には、為替手数料が含まれます。
- ※当社所定の為替レートは、2020年10月現在のものであり、将来変更される可能性があります。
- 保険金や解約払戻金等を「米ドル」で受け取る場合の費用  
利用される金融機関により、各種手数料（リファイニングチャージ等）が必要な場合があります。各種手数料の金額やお支払い等については、ご利用の金融機関にご確認ください。

- 解約や減額をした場合の費用

解約や減額をする場合には、契約日から10年間は、経過期間（保険料を払い込みいただいた年月数）に応じて、責任準備金から所定の金額を控除します。この控除額については、経過期間などにより異なるため、一律の算出方法を記載することができません。

- 保険金を年金で受け取る場合の費用（年金支払特約を付加した場合）

年金支払開始日以降、受取年金額に対して、1.0%（2020年10月現在）を年金支払日に年金原資より控除します。

※本資料は商品の概要について記載したものです。生命保険契約のご検討に際しては、必ず「商品パンフレット」「ご契約のしおり・約款」「契約締結前交付書面<契約概要／注意喚起情報>」などをご確認ください。